

○都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則

(平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号)

改正 平成 27 年 3 月 23 日規則第 6 号

都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則(平成 18 年規則第 25 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和 48 年都留市条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(資格証の交付)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する申請は、都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証取得申請書(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、条例第 3 条に規定する対象者であると認めたときは、都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証(様式第 2 号。以下「資格証」という。)を交付するものとする。

(資格証の有効期間)

第 4 条 資格証の有効期間は、申請日から、当該小児が満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日又は受給資格喪失日のいずれか早い日までとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

(1) 対象者となった日の翌日から起算して 15 日以内に規定による申請をしたときは、対象者となった日

(2) 災害その他やむを得ない理由により規定による申請ができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して 15 日以内に当該申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

(資格証等の提示)

第5条 資格証及び医療保険各法に基づく被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)は、指定保険医療機関で療養を受けるとき、及び条例第7条第3号の規定により助成金の申請を行うときに、これを提示しなければならない。

(資格証の返還)

第6条 資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、直ちに当該資格証を市長に返還しなければならない。

(資格証の再交付)

第7条 受給資格者は、資格証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証再交付申請書(様式第3号)を、汚損又は破損の場合にあっては当該資格証を添付して、市長に提出し、資格証の再交付を受けることができる。

2 受給資格者は、前項の規定により資格証の再交付を受けた後において、紛失した資格証を発見したときは、直ちに当該資格証を市長に返還しなければならない。

(委託)

第8条 条例第7条第1号の規定による指定保険医療機関への支払に関する費用の審査及び支払に関する事務は、山梨県国民健康保険団体連合会及び山梨県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(請求の手續)

第9条 条例第7条第1号の規定による指定保険医療機関の請求の手續きについては、医療保険各法の規定に準ずるものとする。

2 条例第7条第3号の規定により、助成金の支給を受けようとする者は、都留市すこやか子育て医療費助成金支給申請書(様式第4号。以下「支給申請書」という。)によって市長に申請しなければならない。この場合において、診療報酬明細等が記載された領収書を添付したときは、支給申請書の保険医療機関等記入欄は、記入することを要しないものとする。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項に定めるもののほか、必要な書類の提出又は提示を求めることができる。

4 第2項の請求は、次に掲げる場合とする。

- (1) 小児が山梨県内に住所を有する指定保険医療機関で療養の給付又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた場合で、当該小児の保護者が、当該指定保険医療機関の窓口で受給者証を提示しない場合
- (2) 山梨県以外の保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合
- (3) 医療保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給の対象となる療養等を受けた場合
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する被保険者資格証明書により療養の給付等を受けた場合
- (5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、養育医療の給付の対象となる療養等を受け、かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されることとなる場合
- (6) 山梨県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち次に掲げるもの以外のもの又は山梨県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養を受けた場合
  - ア 山梨県医師国民健康保険組合
  - イ 全国歯科医師国民健康保険組合
  - ウ 全国土木建築国民健康保険組合
  - エ 中央建設国民健康保険組合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認める場合  
(高額療養費支給申請の届出)

第10条 助成金の支給を受けようとする者又は受けた者は、医療保険各法の規定に基づく高額療養費の支給の申請をしたときは、都留市高額療養費支給申請届出書(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第11条 条例第8条に規定する規則で定める事由は、受給資格者の資格証に記載された事項に変更があった場合とし、都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証内容変更届(様式第6号)に、当該資格証を添付するとともに、被保険者証等を提示して、直ちに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還通知)

第 12 条 市長は、助成金の支給後に生じた事由により、条例第 5 条に規定する助成金の額を超えた額を受給した者があるときは、その者に都留市すこやか子育て医療費助成金返還通知書(様式第 6 号)により通知し、当該助成金の額を超えた額を返還させるものとする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則第 2 条第 1 項又は第 3 条の規定によりなされた申請等については、改正後の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則第 3 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定によりなされた申請等とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 6 号)

(施行期日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証取得申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

都留市すこやか子育て医療費助成金支給申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

都留市高額療養費支給申請届出書(同意書)

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

都留市すこやか子育て医療費助成金受給資格者証内容変更届

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

都留市すこやか子育て医療費助成金返還通知書

[別紙参照]